

前橋市介護予防活動ポイント制度事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45に規定する地域支援事業として市が行う、前橋市介護予防活動ポイント制度事業（以下「制度事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 事業は、高齢者による社会参加や社会貢献活動を通じて、自身の介護予防と生きがいをづくりを促進するとともに、地域の支え手として活躍できる社会づくりを推進することを目的とする。

(事業の内容)

第3条 事業は、対象者が、あらかじめ市長が指定する介護予防活動を行った場合に、その実績を評価したポイントを付与し、取得したポイントに応じた商品を交付することにより実施する。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、市内に住所を有する第1号被保険者で、第8条に定める事業の対象となる活動を自立して行うことができる者とする。

(活動者の登録)

第5条 事業の活動を行おうとする者は、前橋市介護予防活動ポイント制度活動登録申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定により、活動登録申請をした者は、活動を行うために必要な研修を受講するものとする。

3 市長は、前項に規定する研修を終了した者を、介護予防活動ポイント活動者登録台帳（以下「登録台帳」という）に登録するとともに、登録された者（以下「登録者」という）に対し、前橋市介護予防活動ポイント手帳（以下「手帳」という。）を交付する。

4 前項に規定する手帳は、事業年度ごとに更新する。

(登録の取消し)

第6条 市長は、登録者が、第4条に規定する事業の対象者としての要件を欠いたとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

(1) 登録者が、登録取消しを申し出たとき。

(2) 市長が登録者として適当でないと認めるとき。

(秘密保持の義務)

第7条 登録者は、事業の活動により知り得た個人情報その他の秘密事項を他に漏らすてはならない。登録が取り消された後も同様とする。

(活動対象の指定)

第8条 事業の対象となる活動は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 介護予防サポーターの活動
 - (2) 市内の介護保険施設等における高齢者支援活動
 - (3) 在宅・地域における高齢者支援活動
- 2 登録者を受け入れようとする施設、事業所、団体等（以下「受入団体等」という。）は、前橋市介護予防活動ポイント制度活動受入れ団体指定申請書（様式第2号）により市長の指定を受けなければならない。また、市長が必要と認めた場合は、受入団体等の活動状況報告および会計報告等を添付するものとする。
- 3 市長は、前項に規定する申請があったときは、これを審査のうえ指定の適否を決定し、その結果を前橋市介護予防活動ポイント制度活動受入れ団体指定・却下決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。
- 4 受入団体等は、指定された内容に変更が生じた場合は、前橋市介護予防活動ポイント制度活動受入れ団体変更届出書（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。
- 5 市長は、前項に規定する届出があったときは、これを審査のうえ指定の適否を決定し、その結果を前橋市介護予防活動ポイント制度活動受入れ団体指定・却下決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に再通知するものとする。

(活動実績の記録と押印)

- 第9条 前条第1項第1号の介護予防サポーターの活動は、介護予防サポーター活動記録表（以下「サポーター記録表」という。）に記録された活動のうち、市長が認めたものについて、その活動実績を証するためのスタンプ（以下、「サポータースタンプ」という。）を押印する。
- 2 前条第2項の規定により指定を受けた受入団体等は、登録者が当該受入団体等で行った事業活動の実績に応じて、その活動実績を証するためのスタンプ（以下「団体等スタンプ」という。）を手帳に押印する。
- 3 サポータースタンプ及び団体等スタンプ（以下「活動実績スタンプ」という。）は活動1回につき1個を押印するものとし、1日において2回以上の活動を行った場合は1日につき2個を限度として押印する。
- 4 受入団体等は、介護予防活動ポイント制度活動実績報告書（様式第4号）を作成し、翌年度の4月30日までに市長に提出するものとする。

(受入団体等の指定取消し)

第10条 市長は、指定した受入団体等が、第8条に規定する活動対象としての要件を欠いたとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定を取り消すものとする。

(1) 受入団体等が、前橋市介護予防活動ポイント制度活動受入れ団体指定取消申請書(様式第7号)の提出により指定の取消しを申し出たとき。

(2) 市長が受入団体として適当でないと認めるとき。

2 市長は、指定を取消したときは、当該団体に前橋市介護予防活動ポイント制度活動受入れ団体指定取消通知書(様式第8号)によって通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、前条第2項および第4項の規定により交付を受けた団体等スタンプ、介護予防活動ポイント制度活動実績報告書(様式第4号)を市長にすみやかに返還しなければならない。

(ポイントの付与)

第11条 市長は、登録者が当該年度に行った活動実績に対し、サポーター記録表及び手帳に押印された活動実績スタンプ数に応じて、別表1に定める評価ポイントを付与する。

2 市長は、前項の規定により評価ポイントを付与したときは、当該登録者が所持するサポーター記録表及び手帳にその評価ポイントを記載し、確認印を押印する。

3 活動実績スタンプ及び評価ポイントは、翌年度以降への繰越し及び第三者への譲渡はできない。

(手帳の再交付等)

第12条 市長は、登録者がサポーター記録表もしくは手帳を紛失した場合は、新たに再交付することができる。この場合において、紛失したサポーター記録表もしくは手帳に付された活動実績スタンプ及び評価ポイントは失効するものとする。

(評価ポイントの交換及び交付物品等の交付)

第13条 登録者は、介護保険料の未納および滞納がないと認められた場合に、第11条の規定により付与された評価ポイント数に応じ、別表2に定める基準により交付物品等に交換することができる。

2 前項の規定により交付物品等の交付を受けようとする者は、前橋市介護予防活動ポイントの評価物品交換申請書(様式第5号)にサポーター記録表又は手帳を添えて、別途定める日までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認められる場合は交付物品等を交付するものとする。

(事業の委託)

第14条 市長は、事業の実施にあたり、必要な業務の全部又は一部を社会福祉法人その他市長が適当と認めた団体に委託することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年1月9日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

2 第11条第3項の規定にかかわらず、令和2年度の活動実績スタンプが5個未満の場合は、令和3年度に当該活動実績スタンプを繰り越すことができる。

別表1（第11条関係）

評価ポイントの付与基準

活動実績スタンプ数	付与する評価ポイント
5スタンプ～9スタンプ	5ポイント
10スタンプ～19スタンプ	10ポイント
20スタンプ～29スタンプ	20ポイント
30スタンプ～39スタンプ	30ポイント
40スタンプ～49スタンプ	40ポイント
50スタンプ以上	50ポイント

別表2（第13条関係）

評価ポイント	交換金額	交換物品等
5ポイント	500円分	Qのまち商品券 図書カード 群馬県共通バスカード 【介護予防サポーター限定】 介護予防サポーターTシャツ 等 なお、価格変動の可能性もあるため、年度毎に交換物品を決定し、別途定める。
10ポイント	1,000円分	
20ポイント	2,000円分	
30ポイント	3,000円分	
40ポイント	4,000円分	
50ポイント	5,000円分	

注1) 交換金額に応じて、物品を2種類まで組み合わせて交換することができる。